

県の地方機関が4月から変わります！

新たな行政課題や市町村合併の急速な進展等に対応するため、地方機関を見直します。

■ 県事務所の見直し

- 県事務所に代え、尾張、西三河及び東三河に「県民事務所」を、海部及び知多に「県民センター」を、豊田加茂に「西三河県民事務所」の分課・グループを、新城設楽に「山村振興事務所」を設置します。
- 「県民事務所」、「県民センター」、「山村振興事務所」は、県民サービスと安心・安全の中核機関と位置付け、多重債務などの県民相談機能や防災機能の充実を図ります。
- 「山村振興事務所」は、奥三河山間地域振興の現地総合窓口の機能も担います。

■ 保健・福祉分野の見直し

- 保健所は、本所の機能強化を図り、支所を「保健分室」として窓口機能に特化します。
- 福祉事務所と児童（・障害者）相談センターを「福祉相談センター」として統合します。
- 春日井市内に児童相談センターを新設します。
- 海部、知多、豊田加茂、新城設楽の「福祉相談センター」においては、新たに障害者に係る相談窓口を設置します。

■ その他の見直し

- 食品衛生検査所と衛生研究所を統合します。
- 西三河家畜保健衛生所を中央家畜保健衛生所として機能強化するとともに、尾張と知多の家畜保健衛生所を統合します。
- 西三河と豊田加茂、新城設楽と東三河の教育事務所をそれぞれ統合します。

※新しい体制について詳しくは下記ホームページをご覧ください。また、2月下旬から新体制への変更に関するリーフレットを県民生活プラザ等で配布しています。

■ 問合せ先 愛知県総務部総務課 〒460-8501 住所不要
☎ 052 (954) 6026 (ダイヤルイン) FAX 052 (954) 6901
<http://www.pref.aichi.jp/0000006607.html>